

豊中ロータリークラブ細則（2023年8月版）

第1節 理事会

第1条 定義

クラブの管理主体は理事会であり、理事会の任務はクラブを管理・運営することにある。

第2条 構成

理事会は、会長、直前会長、会長エレクト（次年度会長）、副会長（兼クラブ奉仕委員長）、幹事、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、各担当委員長、会計、会場監督（SAA）および監事2名を含む合計13名の役員によって構成される。

第3条 理事

第2条の役員のうち監事2名を除く11名を理事とし、理事会の議決権を有する。

第4条 理事会の決議

理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

第2節 理事及び役員の選出

第5条 選考委員会

- （1）年次総会の1ヶ月前の例会において、会長が議長となり次期役員を選出するための選考委員を指名する。
- （2）選考委員は、会長と直前会長より遡って会長経験者3名、及び当クラブ在籍5年以上の中から会長の指名する3名の計7名とし選考委員会を構成する。
- （3）選考委員会は、会長エレクト（次年度会長）及び会長（次年度直前会長）を含む13名の名簿を年次総会までに会長に提出しなければならない。
- （4）年次総会において会長が議長となりその氏名を発表し承認されることによって、これらの会員は次期役員に選出されたものとする。

第6条 被選理事会

- （1）被選理事会は、被選役員によって構成され、次期クラブの運営に関する事項を協議する。
- （2）被選理事会は会長エレクト（次年度会長）が招集し、議長となる。
- （3）被選理事会の決議は第3条、第4条に準じて行われる。
- （4）第1回の被選理事会は、年次総会后1週間以内に開催し、会長ノミネー（次々年度会長）副会長など各役員の担当を互選する。
- （5）会長ノミネー（次々年度会長）は、理事経歴者であることを要する。

第7条 被選役員の欠員補充

被選役員に欠員が生じたときは、被選理事会の合議によって補充し、定足数を満たした例

会（3分の1以上の出席）で承認を求めるものとする。

第8条 役員欠員補充

役員に欠員が生じたときは、理事会の決議によって補充し、定足数を満たした例会（3分の1以上の出席）で承認を求めるものとする

第3節 役員の仕事

第9条 会長

会長はクラブの集会及び理事会の議長を務め、その他通常その職務に属するすべての仕事を執行するものとする。

第10条 直前会長

直前会長はクラブ理事会のメンバーとして、会長また理事会によって定められた仕事を執行するものとする。

第11条 会長エレクト

会長エレクトはクラブ理事会のメンバーとして、会長または理事会によって定められた仕事を執行するものとする。

第12条 副会長

副会長は以下の仕事を執行するものとする。

- (1) 会長不在の場合、会長の職務を代行する。
- (2) グラブ奉仕委員長を兼務し、担当奉仕活動の責任者となり、その委員会の活動を監督、調整するものとする。
- (3) クラブ理事会のメンバーとして会長または理事会によって定められた仕事を執行するものとする。

第13条 幹事

幹事は下記の仕事を執行するものとする。

- (1) 会員記録の整理保管（出席記録を含む）
- (2) クラブの集会、理事会及び委員会など諸会合の開催通知の発送並びに議事録の作成・保管
- (3) 入会金、会費などの徴収及び国際ロータリー並びに地区資金の送金
- (4) その他、通常幹事の職務に付随する仕事

第14条 会計

会計は全ての資金の保管出納及び資産を管理し、年次総会または理事会の要求により、その収支を明らかにするとともに通常会計の職務に付随する仕事を執行するものとする。退任の場合は全ての資金、帳簿その他の管理するクラブ財産を後任者または会長に引き継がなければならない。

第15条 会場監督

会場監督は集会の円滑な進行を行い、会場の諸準備及び監督を執行する。

第16条 職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕委員会委員長

- (1) 担当奉仕活動の責任者となり、その委員会の活動を監督・調整するものとする。
- (2) グラブ理事会のメンバーとして会長また理事会によって定められた任務を遂行するものとする。

第17条 監事

理事会の管理・運営を監査するものとする。

第4節 会合

第18条 年次総会

年次総会は、毎年12月第1例会で開催し、その際次年度の理事を選出する。

第19条 例会

例会は原則として、毎週火曜日午後0時30分から同1時30分の間に開催する。例会日の変更または例会の取り消しは、クラブ全員にしかるべく通告されなければならない。会員はすべて例会の当日出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のクラブにおいて例会に充当された時間の少なくとも60%に出席していたことが実証されなければならない。

第20条 例会出席

会員は

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。またはバランスのとれた割合で、その両方を満たしていなければならない。ただし本クラブは会員が前者の例会出席あるいは後者のクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動（以後奉仕活動等と記す）のいずれかに偏ることなく、バランスよく両者を満たすことを強く推奨する。また奉仕活動等への参加は、単に時間数が12時間を超えれば良いというものではなく、参加回数も分野の異なるものに何回か参加することが望ましい。

(2) 年度の各半期間に本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち、少なくとも30%に出席または奉仕活動などに参加しなければならない。

第21条 出席率の計算

特定期間内の会員の例会出席回数と奉仕活動などへの参加時間の和をその期間の全例会数で除した値を当該会員の出席率とする。

例えば半期間の全例会数が24回で特定の会員の例会出席回数が8回、奉仕活動などへの参加時間が6.5時間であれば、その会員の出席率は、 $14.5/24=60.42\%$ である。

第22条 例会出席の意義

例会は単なる親睦と通知・連絡の場ではなく、ロータリーの奉仕の心を学び、その実行を考える研修の場である。例会での会員の発言、特に会長挨拶と卓話は研修のための資料である。また週報の記録は例会欠席者のための研修資料でもあることを作成者は心に留め置くべきである。

第23条 定足数

年次総会および例会の定足数は会員総数の3分の1とする。

第24条 理事会

(1) 定例理事会

毎月第1例会日に開催する。

(2) 臨時理事会

①会長が必要と認めた時

②理事2名以上の要求がある時

臨時理事会は適当な期間を置いて通知し、会長がこれを招集する。

(3) 理事会の定足数

理事総数の過半数とする。

第25条 代理議長

クラブの例会及び理事会において会長及び副会長共に欠席不在の場合は、その他の理事が議長を務めるものとする。

第5節 入会金及び会費

第26条 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後に納付するものとする。ただし移籍する会員あるいは他のクラブに属していた会員、当クラブ元会員が再入会する場合には2度目の入会金の納入を要しないものとする。(2022年削除)

第27条 会費

会費は1年30万円、これを4期に分け7月より各3ヶ月分ずつ納入するものとする。ただし会員本人から理由を付した減額申請があり、理事会がそれを妥当と認めた場合は、会費を減額する事が出来る。

第28条 特別会費

理事会の承認を得て年会費以外に特別会費を徴収することができるものとする。

第29条 入会金の免除

入会后6か月以内にやむを得ない理由により退会の場合は後継者(法人の場合は代表者、個人の場合は一親等)の3ヶ月以内の入会については理事会の承認を得て入会金を免除することがある。(2022年削除)

第6節 採決方法

第30条 採決方法

議事は一般に口頭投票によって処理し、出席会員の過半数によって賛否を決める。ただし欠席会員でその件について意見のある者は、書面により会長に申し出ることができる。

第7節 委員会の構成

第31条 常任委員会

- (1) 次に挙げる常任委員会を置く
 - ①クラブ奉仕委員会
 - ②職業奉仕委員会
 - ③社会奉仕委員会
 - ④国際奉仕委員会
 - ⑤青少年奉仕委員会
 - ⑥ロータリー財団委員会
 - ⑦米山奨学委員会
 - ⑧未来計画委員会
- (2) 会長は理事会の承認を得て前項の委員会に必要と求める小委員会を設置し、かつその委員を任命することができる
- (3) クラブ奉仕委員会・職業奉仕委員会・社会奉仕委員会・国際奉仕委員会・青少年奉仕委員会は理事の中から会長が任命する委員長及び2名以上の他の会員をもって構成する。

第32条 クラブ奉仕委員会

- (1) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員長と各会員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は理事会の承認を得て、クラブ方針の中の特定の分野を担当する次の各委員会を設置し、その委員長と委員を任命することができる。

職業分類・会員選考委員会 R 情報・研修委員会 会員増強委員会 親睦委員会
(出席委員会、唱歌委員会を含む) 雑誌・広報・会報委員会 (プログラム委員会、ホームページ委員会を含む)、会長はこれらの委員会を統合し、又はクラブ運営に必要と認める委員会を設置し、その委員長と委員を任命することができる。
- (3) 職業分類・会員選考委員会は、各3名で構成し、そのうち一名の委員を3年の任期とし毎年任命する。従ってこの規定に基づく最初の任期は次の通りである。3名の委員のうち1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもってそれぞれ任命する。
- (4) 雑誌・広報・会報委員会は、それが可能な場合には地方新聞また広告業を代表する

クラブ会員を含むものとする。

第33条 職業奉仕委員会

- (1) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員長と職業奉仕の特定の分野を担当するすべての委員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は、理事会の承認を得て、職業奉仕の特定の分野を担当する委員会を設置し、その委員を任命することができる。

第34条 社会奉仕委員会

- (1) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は、理事会の承認を得て、社会奉仕の特定の分野を担当する委員会を設置し、その委員を任命することができる。

第35条 国際奉仕委員会

- (1) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は、理事会の承認を得て、国際奉仕の特定の分野を担当する次の担当及びカウンセラーを任命することができる。

第36条 青少年奉仕委員会

- (1) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員長と青少年奉仕の特定の分野を担当するすべての委員と各委員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は、理事会の承認を得て、青少年奉仕の特定の分野を担当する各委員会を設置し、その委員長と委員を任命することができる。

教育問題検討委員会

第37条 ロータリー財団委員会

ロータリー財団委員会はロータリー財団委員長とロータリー財団の特定の分野を担当するすべての委員長と各委員によって構成されるものとする。

第38条 米山奨学生委員会

- (1) 米山奨学生委員会は、米山奨学委員長と米山奨学の特定の分野を担当するすべての委員長と各委員によって構成されるものとする。
- (2) 会長は、理事会の承認を得て、米山奨学の特定の分野を担当する委員会を設置し、その委員をカウンセラーに任命することができる。

第39条 未来計画委員会

未来計画委員会は、会長、直前会長、前々会長、前々々会長、会長エレクト、会長ノミネー、研修リーダーおよび会長が必要と認めた委員によって構成されるものとする。

第40条 特別委員会

会長は、理事会の承認を得て、特定の分野を担当する次の特別委員会を設置し、その委員を任命することができる。

クラブ史編集委員会、留学生支援特別委員会

第41条 委員会全般について

- (1) 任命において可能かつ実動的である場合には、1名またはそれ以上の同一委員を第2年目に任命することによって委員会の継続性を考慮するべきである。
- (2) 会長は、すべての委員会の職権上の委員であり、これに伴うすべての特権を有する。
- (3) 各委員会は、細則によって委託された事項および会長また理事会が委託する事項を処理するものとする。ただし理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会に報告し、その承認を受けてから行動しなくてはならない。

第8節 委員会の任務

第42条 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕委員会は、会員がクラブ方針に関する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。当委員長は、委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕活動について理事会に報告するものとする。

(1) 職業分類・会員選考委員会

毎年8月31日までにその地域社会の職業分類に関する調査を為し、一般に認められた職業分類の原則に基づいて充填および未充填の職業分類の一覧表を作成し、クラブにおいて現在代表されている職業分類を再検討し、且つ職業分類に関する全ての問題について理事会の諮問に応ずるものとする。会員に推薦された全ての会員候補者をその個人的、客観的に検討してその人格、事業、社会的ならびに地域社会的地位及び一般的な適格性を周到に調査し、その判定を理事会に報告するものとする。

(2) 会員増強委員会

常にクラブの充填および未充填職業分類一覧表を検討し、且つ未充填の職業分類を充填するよう適格な人物を理事会に推薦するために積極的に行動しなければならない。

(3) ロータリー情報・研修委員会

- ① 会員候補者について理事会の決定が肯定的であった場合、推薦者と共に会員候補者にロータリーの目的及び会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会後の最初の1年間新入会員のオリエンテーションを指導援助するものとする。
- ② 新入会員に対しては教育・同化に努め、ロータリーの歴史、綱領、活動とその範囲についての情報を提供し、研修活動を行う。
- ③ 情報・研修集会の企画主催を行うものとする。
- ④ 会員に対してはクラブ討論会、クラブ協議会、クラブ創立記念日およびロータリー創立記念日などを利用してロータリー情報の普及・研修に努め、また国際ロータリー管理運営に関する知識を与えるために計画を立てこれを実施する。

⑤ロータリーに関する諸規定について、常時調査研究してその改善に関する事項を理事会に助言勧告する。

⑥ロータリーに関する文献、その他の資料を会員および各委員会の閲覧に供しうるよう分類整理し保管する。

(4) 出席委員会

出席を指定された会員の地区協議会、地区ロータリー情報講習会及び拡大講習会への出席並びに全ての会員による地区大会、都市連合会地域大会、国際大会を含むすべてのロータリーの会合、殊にクラブの毎週の例会への出席、またクラブ例会に出席できなかった場合には、他のクラブの例会への出席を奨励する方法を講じ、全会員に出席の必要条件を周知せしめ、良好な出席のためのよりよい動機を増進し、且つ出席不良の原因となる事情を究明して排除するよう努めるものとする。

(5) 親睦委員会

会員間の親睦と友情を増進し、会長または理事会によって課せられたクラブの親睦・奉仕活動の推進を図るものとする。

(6) 唱歌委員会

例会及びその他のクラブ会合において唱歌を指導するため楽曲の選定、歌唱の練習および指導を行うものとする。

(7) 雑誌・広報・会報委員会

①雑誌

(イ) ザ・ロータリアン誌 (The Rotarian) および ロータリーの友誌に対する会員の興味を喚起するため雑誌月間を実施する。

(ロ) 例会のプログラムに上記雑誌の簡単な論評を準備し、新入会員の理解を深めるため雑誌の購読を勧める。

(ハ) これら2誌をロータリアンでない卓話者へ贈呈することや図書館、病院、学校その他の読書室に寄贈するために、必要部数の購買予約をする。またクラブ活動のニュース及び写真を雑誌編集者に送付するなど種々の方法で、会員ならびにロータリアン以外の人に対しても有益な雑誌として認識してもらうように努める。

②広報

(イ) 社会一般に対しロータリーの歴史、ロータリーの目的 (The Object of Rotary) 及び奉仕活動に関する情報を提供し、クラブのために適切な広報活動を行う方策を考案し、これを実施する。

(ロ) ホームページの適切な作成および管理運営を行う。

③会報

(イ) クラブの週報は、ロータリーの奉仕の精神と活動に関する情報と記録並びに研修のための資料を会員に提供することを目的として編集する。

(ロ) クラブ例会及び臨時集会における卓話の予定を作成し、その円滑な実行に努める。

第43条 職業奉仕委員会

職業奉仕委員会はクラブ会員が自らの職業においてその責務を遂行し、各会員がそれぞれの職業における慣行の道德水準を引き上げる上に役立つ指導と助言を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長はクラブの職業奉仕活動の責任者となり、職業奉仕の特殊な事情に応じて任命されるすべての委員会の活動を監督し、これを調整するものとする。

第44条 社会奉仕委員会

社会奉仕委員会は会員がその地域社会に対する諸責務の遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員会の委員長はクラブ社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の特定の分野について設置される次の委員会の仕事を監督・調整するものとする。

第45条 国際奉仕委員会

国際奉仕委員会は会員が国際奉仕に関する事項についてその責務の遂行する上に役立つ指導と助言を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長はクラブの国際奉仕活動の責任者となり、国際奉仕の特殊な事情に応じて任命されるすべての委員会の活動を監督・調整するものとする。

サンマテオ友好担当会員、交換留学生の交流、週報の送付を行う。

第46条 青少年奉仕委員会

青少年奉仕委員会はクラブの全ての少年奉仕活動 すなわち青少年の指導援助育成等を促進調整する責任を遂行するために効果ある計画を立てこれを実行するものとする。

第47条 ロータリー財団委員会

ロータリー財団委員会はロータリー財団の 成り立ちと活動ならびに活動の意義を会員に周知徹底し、理解を求める。それにより財団への寄付協力の活性化を図る。

第48条 米山奨学委員会

米山奨学委員会は勉学研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し、国際理解と親善を深めるための奨学事業を支援するため次の活動をするものとする。

- (1) 奨学金の財源確保のための寄付協力の活性化を図る。
- (2) カウンセラーと共に留学生との対話と親睦の機会を持つように努める。

第49条 未来計画委員会

未来計画委員会の目的は R I 戦略計画の理念である本質（ビジョン）、使命、中核的価値観（奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップ）との整合性を図り、継続性と一貫性のある計画を立てて、その実行を促すことである。

第9節 出席義務の一時免除

第50条 名誉会員を除く会員は傷病その他やむを得ない事由により、一時的に継続してクラブの例会に出席することができないときは、書面を以て理事会に対し出席義務の一時免除を申請することができる。（このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防

ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様とみなすためのものではない。またその会員が他のクラブの例会に出席しない限り、欠席と記録されなければならない。ただし出席免除者の出席は、本クラブの出席報告に参入され、欠席は参入されない。)

第51条 理事会は、前節の申請に正当な理由があると認めるときは、当該会員に対し最長12カ月間に限りクラブ例会に出席する義務を免除することができる。

第10節 財務

第52条 会計は、クラブの全ての資金を理事会が指定した銀行に預金し、全ての支払いは出金伝票に役員2名以上の署名の上、銀行振込または現金を以て行うものとする。

第53条 クラブ全ての会計事務に関しては、毎年1回、理事会の指名する2名の会員によって周到な監査を行わなければならない。

第54条 会計年度は毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。国際ロータリーの人頭分担金等は、毎年7月1日および1月1日にその日現在の会員数を基礎に算定し納入する。

第55条 理事会は、毎会計年度の初めに当該年度の予算案を審議し承認するものとする。予算はそれぞれの活動目的に対し、支出の限界を示すものとする。予算の変更は理事会の承認を得なければならないものとする。

第11節 会員選考の方法

第56条 正会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、署名を以て幹事を通じ、理事会に提出するものとする。移籍する会員または他のクラブに属していた元クラブ会員を正会員に推薦されてもよい。この推薦は本条に別の定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかななければならない。

第57条 理事会はその被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件を全て満たしていることを確認するものとする。

第58条 理事会は推薦状の提出後30日以内に承認又は不承認を決定し、幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。

第59条 理事会での承認の決定があった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に被推薦者に対しロータリーの目的及びクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し入会申し込みの記入及び提出を求め、また本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することによって承諾を求めなければならない。

第60条 被推薦者の氏名を全会員に紹介後7日以内に理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも当該推薦に対し理由を付した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その被推薦者は本細則に定める入会金を収めることにより会員に選ばれた者と見なされる。ただし、名誉会員の入会金は徴収しないものとする。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、次の理事会においてこの件について票決を行ない、入会が承認された場合は、被推薦者は所定の入会金を収めることによりクラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第61条 このような選考後に会長は、当該会員の入会式を行ない、幹事は当該会員に対して会員証を発行しその決定をRIに報告しなければならない。またロータリー情報委員

会は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を指名するなどの配慮をするものとする。

第12節 決議

第62条

クラブに 重大な関係を有する決議または動議は、理事会が審査した後でなければクラブはこれを審議しないものとする。クラブ集会においてかかる決議また動議が提出された時もこれを討論に付さないで理事会に回付すものとする。

第13節 例会のプログラム

第63条 例会のプログラムは原則として、以下のとおりとする。

開会宣言・点鐘・合唱

ゲスト及び来訪ロータリアンの紹介

出席者報告

会長告知

幹事報告

その他役員、委員会報告

議案審議

卓話または他のプログラム

閉会宣言・点鐘

但し特別例会の場合、プログラムの省略もあり得る。

第14節 改正

第64条 本細則の改正は定足数を満たした例会（3分の1以上）において出席会員3分の2以上の賛成によって可決されるものとする。ただし改正案の内容はその集会の少なくとも10日前に各会員に配布しなければならない 本則の改正または追加はクラブ定款及び国際ロータリーの定款並びに細則に矛盾してはならない。